

第2期みやぎ農業農村整備基本計画
【参考資料編】

宮城県農林水産部
平成23年3月

目 次

第1章～第5章 計画編（別冊）

第6章 「みやぎ農業農村整備基本計画」とは P 1 ～ P 1 1

第1節 宮城県の上位計画と「みやぎ農業農村整備基本計画」 P1～P3

- 1 「宮城の将来ビジョン」
- 2 「みやぎ食と農の県民条例基本計画」(農業分野の個別計画)
- 3 「みやぎ農業農村整備基本計画」
- 4 その他の関連計画<参考>
 - (1) 「食料・農業・農村基本計画」(農林水産省)
 - (2) 「土地改良長期計画」(農林水産省農村振興局)

第2節 計画見直しの趣旨 P3～P5

- 1 宮城県の上位計画の見直し
 - (1) 「宮城の将来ビジョン」
 - (2) 「みやぎ食と農の県民条例基本計画」(農業分野の個別計画)
- 2 その他の関連計画の見直し
 - (1) 「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)
 - (2) 「土地改良長期計画」(平成20年12月)

第3節 計画見直しの視点 P5～P11

- 1 農業・農村を取り巻く主な情勢の変化
 - (1) 主な社会情勢の変化
 - (2) 農業・農村に関連する主な制度の変化
- 2 県政を取り巻く主な環境の変化
 - (1) 県の行政運営
 - (2) 県の財政運営
 - (3) 県の重要課題である地震防災対策
- 3 見直しの視点
 - (1) 宮城県の上位計画との整合
 - (2) 農業農村整備部門の“みやぎらしさ”の明確化
 - (3) 社会要請への的確な対応
 - (4) 地球環境の保全等に資する再生可能な自然エネルギーの活用による低炭素社会実現など新たな社会要請への対応の必要性の高まり

第4節 計画の性格 P11

第5節 計画の期間 P11

第6節 計画の構成 P11

第7章 これまでの主な取組と成果 P 1 2 ~ P 3 3

第1節 「歴史ある農業水利施設の持続的な機能の発揮」 P12 ~ P17

農業水利ストックマネジメントの推進

農業水利施設の管理体制の強化促進

- 1 成果と現状
- 2 現状の課題
- 3 整備目標指標
 - (1) 基幹水利施設整備延長
 - イ 項目別評価
 - ロ 項目別課題
 - (2) 土地改良区数
 - イ 項目別評価
 - ロ 項目別課題
- 4 成果目標指標
 - (1) 基幹水利施設長寿命化割合
 - イ 項目別評価
 - ロ 項目別課題
 - (2) 農業水利施設適正管理指数
 - イ 項目別評価
 - ロ 項目別課題

第2節 「UR対策等で整備した優良農地の更なる効果の発現」 P17 ~ P24

UR対策等で整備した優良農地をモデルとした利用集積の推進

農業経営育成に資する生産基盤整備の推進

農業・農村の活性化に向けた推進体制の強化

収益性の高い農業構造の実現

- 1 成果と現状
- 2 現状の課題
- 3 整備目標指標
 - (1) 水田整備面積（率）, 大区画水田整備面積（率）
 - イ 項目別評価
 - ロ 項目別課題
 - (2) 担い手育成数
 - イ 項目別評価
 - ロ 項目別課題
- 4 成果目標指標
 - (1) 整備済み水田の耕地利用率
 - イ 項目別評価
 - ロ 項目別課題
 - (2) 整備済み水田における大豆の高品質割合
 - イ 項目別評価
 - ロ 項目別課題

- (3) 経営体育成関連基盤整備地域における認定農業者等の経営面積割合
 - イ 項目別評価
 - 項目別課題
- (4) 経営体育成関連基盤整備地域における認定農業者等の経営面積の増加率
 - イ 項目別評価
 - 項目別課題

第3節 「農村生活環境の整備等による農業・農村の多面的機能の発揮」 P24～P33

農村地域資源の保全・管理

都市と農村の共生・対流の促進

中山間地域の振興

農村の生活環境の整備

農地等の総合的な防災対策

- 1 成果と現状
- 2 現状の課題
- 3 整備目標指標
 - (1) 集落排水整備人口（率）
 - イ 項目別評価
 - 項目別課題
 - (2) 交流施設
 - イ 項目別評価
 - 項目別課題
 - (3) 農道整備延長
 - イ 項目別評価
 - 項目別課題
 - (4) 交流人口（観光客入込数）
 - イ 項目別評価
 - 項目別課題
 - (5) 水辺空間設置数
 - イ 項目別評価
 - 項目別課題
- 4 成果目標指標
 - (1) 中山間地域における耕作放棄地率
 - イ 項目別評価
 - 項目別課題
 - (2) 農村を訪れてみたいと思う人の増加率
 - イ 項目別評価
 - 項目別課題
 - (3) 農地・水・環境保全向上活動協定対象面積
 - イ 項目別評価
 - 項目別課題

第6章 「みやぎ農業農村整備基本計画」とは

「みやぎ農業農村整備基本計画」は、時代の変化に対応した21世紀にふさわしい農業農村整備の取り組みを明確に示した計画で、県政における農業分野の個別計画である「みやぎ食と農の県民条例基本計画」に基づく農業農村整備分野の実施計画です。

第1節 宮城県の上位計画と「みやぎ農業農村整備基本計画」

1 「宮城の将来ビジョン」

本県では、平成19年3月に激動する内外の情勢変化と地域課題を的確に把握した上で、人口減少など転機を迎えた社会における将来の宮城のあるべき姿や目標を県民と共有し、厳しい県財政運営の中、その実現に向けて県が優先的・重点的に取り組むべき施策を明らかにする「宮城の将来ビジョン」を策定し、グローバル化や情報化の進展、環境問題の深刻化など時代の潮流に的確に対応して持続可能な地域社会の形成と安定経済基盤を確立し、すべての県民が希望を持って安心して生活できる地域づくりを進めてきました。

「宮城の将来ビジョン」は、県政運営の基本的な指針であり、県の施策や事業を進める上での中長期的目標に位置づけられるものです。

本県の個性と地域特性を踏まえ、新たな時代にふさわしい宮城を構築していく上で、県政運営の理念や、平成19～28年度の10年間に県が特に注力すべき政策分野は何であるのか、その基本的考え方について示しています。また、財政再建を進める中で、県の行政投資の効果や効率性を一層高めるために重点的に取り組むべきテーマや目指す姿などを明確にした上で、その実現を図るための取組の方向性と具体的な33の取組を示しています。

さらには、県政の各分野における個別計画や地域計画を先導する役割を担うとともに、その推進にあたっては、市町村や国の計画等も含めて相互に補完し合いながら、より効果的に推進することとしています。

2 「みやぎ食と農の県民条例基本計画」(農業分野の個別計画)

「みやぎ食と農の県民条例」は、本県が世界や我が国の状況を踏まえつつ、農業・農村の将来にわたる振興に努めていくことを宣言するとともに、その振興方策を広く明らかにするために制定したもので、農業・農村振興の目標を明らかにし、目標達成に向けた推進方策を示し、県民の共通理解のもと、その実現を図ることを目的として平成12年7月に公布されました。

「みやぎ食と農の県民条例」では、“安全で安心な食料の安定供給”，“農業の持続的な発展”，“多面的な機能の発揮”，“農村の総合的な振興”という4つの基本目標を掲げています。これらの実現を図るため，食と農に関する施策を総合的に推進する目的で，平成13～22年度の10年間を計画期間とする「みやぎ食と農の県民条例基本計画」を平成13年10月に策定しました。

計画期間の中間年である平成17年度には，社会情勢の変化や県行政を取り巻く環境の変化を踏まえ，見直しを行いました。

3 「みやぎ農業農村整備基本計画」

「みやぎ農業農村整備基本計画」は，農業農村整備推進の基本的方向と目標を示すもので，「みやぎ食と農の県民条例基本計画」に基づく農業農村整備部門の実施計画として平成14年4月に策定し，従来の「宮城の農業農村整備長期計画」に替えて事業推進の指針としてきました。

平成17年度に行われた「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の見直しにあわせ，「みやぎ農業農村整備基本計画」も翌平成18年度に「選択と集中」，「目標の明確化」，「適切な役割分担と連携」，「地域ビジョンの明確化」，「各種計画との整合」という5つの視点で見直しを行いました。

4 その他の関連計画＜参考＞

(1) 「食料・農業・農村基本計画」(農林水産省)

平成11年7月に，21世紀における食料・農業・農村に関する施策の基本的指針として食料・農業・農村基本法が制定され，「食料の安定供給の確保」，「多面的機能の発揮」，「農業の持続的な発展」，「農村の振興」という4つの基本理念や施策の基本方向を具体化し，それを的確に実施していくため，「食料・農業・農村基本計画」(平成12年3月)が決定されました。

その後，食の安全に対する信頼性の低下，農業者の高齢化と減少による生産構造のぜい弱化等危機的な状況の深化，グローバル化の進展，地球温暖化の急激な進行，世界的な食料需給に関する不安定化要因の顕在化等による不測時の食料安全保障等の重要課題に取り組むため，「新たな食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月25日閣議決定)が策定されました。

(2) 「土地改良長期計画」(農林水産省農村振興局)

土地改良事業は，食料・農業・農村基本計画(平成12年3月24日閣

議決定)に示された政策目標の実現に向け、平成15年に策定された土地改良長期計画【前計画】(平成15年10月10日閣議決定)に基づき、「いのち」、「循環」、「共生」の視点に立って、環境との調和に配慮しつつ、計画的かつ総合的に事業が進められてきました。

平成17年には新たな食料・農業・農村基本計画が策定され、これに基づき農業構造の更なる改革、食料の安定供給の確保、環境保全を重視した農政の実現等の視点に立って、各般の施策が推進されてきました。

第2節 計画見直しの趣旨

近年、農業・農村を取り巻く情勢は、大きく変化するとともに、厳しさも増えています。また、上位計画や関連計画が見直しされたことや今般、農業農村整備基本計画も第1期の目標年度を迎えたことを受け、みやぎの農業・農村の持続的な発展のため、新たな計画を策定することとしたものです。

1 宮城県の上位計画の見直し

(1) 「宮城の将来ビジョン」

ビジョンに掲げる「宮城の将来像」を実現していくためには、県政運営の理念である「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」を踏まえながら、その時々々の社会経済情勢等に的確に対応し、優先度が高い取組を重点化するなど、効果的かつ効率的に施策を展開していくことが必要です。

このため、3ヶ年を計画期間とする第1期行動計画を定め、具体的取組やその成果の数値目標を示し、その着実な実施と進行管理を図ってきました。この3年間の取組の成果等について検証し、そこで明らかになった課題や、社会経済情勢の変化などから新たに対応が必要になった課題に的確に対応していくため、第2期行動計画(H22～H25)を策定しました。

(2) 「みやぎ食と農の県民条例基本計画」

世界的な食料事情や国内外の食をめぐる事件・事故を背景とした食料自給率に関する論議、また、燃油や肥料・飼料の高騰による農業経営の圧迫など、近年の農業環境の変化は大きくかつ急激であり、これらの情勢に迅速に対応し、「みやぎ食と農の県民条例」に掲げる基本理念の実現を図るため、新たな視点での計画策定が必要との判断から、平成23～32年度を計画期間とする第2期「みやぎ食と農の県民条

例基本計画」が平成23年3月に決定されました。

2 その他の関連計画の見直し

(1) 「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)

21世紀の農政の基本指針である「食料・農業・農村基本法」が平成11年7月に制定されてから10年が経過しました。この間、掲げた基本理念を具体化するため、食料・農業・農村基本計画が2度にわたり策定され、これに基づき、食料・農業・農村政策が推進されてきました。

この基本計画に基づいた様々な取組によって、先進的な経営を行い他産業を上回る所得を得る農業者も現れた一方で、農業・農村は、総じて農業所得の大幅な減少、担い手不足の深刻化、非効率な農地利用、農山漁村の活力の低下といった厳しい状況に直面しており、これまでの農政が、農業・農村が厳しい状況に直面している流れを変えられなかったことを率直に反省した上で、

イ 食料・農業・農村政策を日本の国家戦略の一つとして位置け、大幅な政策の転換が必要

ロ 食料の安定供給は国家の最も基本的な責務として確保する必要

ハ 農業・農村が有する多面的機能は、全ての国民がその恩恵を享受

ニ 安価な輸入農産物の浸透や需要を上回る生産等により農産物価格が低迷するなど、個々の農業者の努力だけでは克服しがたい状況であるため、国民一人一人の理解と行動の下、「国民全体で農業・農村を支える社会」の創造を目指す必要

政府はこうした視点に立って、「食」と「地域」の早急な再生を図っていくこととしました。

(2) 「土地改良長期計画」(平成20年12月)

国民・消費者の食料・農業・農村に対する要請・期待に応えていくため、計画においては、引き続き国民・消費者に視点を置きつつ、「自給率向上に向けた食料供給力の強化」、「田園環境の再生・創造」、「農村協働力の形成」の3つの視点に立って、計画的かつ総合的に土地改良事業を進めていくこととされました。

イ 「自給率向上に向けた食料供給力の強化」の視点

国内農業の体質を強化し、安全な食料を国民・消費者に安定的に供給する基盤を構築する。

- ロ 「田園環境の再生・創造」の視点
田園環境を再生・創造し、個性豊かで活力ある農村づくりを進めるとともに安全・安心な地域社会の形成に貢献する。
- ハ 「農村協働力の形成」の視点
農村協働力を活かし、多様な主体の参加促進により農地，農業用水等の適切な保全管理を確保する。

これらのことから，大きくかつ急激な近年の農業環境の変化に迅速に対応し，「みやぎ食と農の県民条例」に掲げる基本理念の実現を図るため，「みやぎ農業農村整備基本計画」についても，見直しを行ったものです。

第3節 計画見直しの視点

1 農業・農村を取り巻く主な情勢の変化

(1) 主な社会情勢の変化

- イ 世界的な食料需給の逼迫
- ロ 消費者の食の安全に対する不安
- ハ 地球温暖化の進行
- ニ 食料自給率の低下
- ホ 米価の下落傾向をはじめとする農産物価格の低迷
- ヘ 農業水利施設の老朽化の進行や混住化による公共性の高まり
- ト 地震・水害等大規模災害の多発
- チ 過疎化・高齢化の進行による集落機能の低下
- リ 環境保全指向の高まり

(2) 農業・農村に関連する主な制度等の変化

- イ 農地制度の見直し
 - 農地法の改正
 - 貸しやすく，借りやすく，農地の有効利用を促進
 - 農業経営基盤強化法の改正
 - 一括引き受け，まとめて再配分，農地の面的集積を促進
 - 農業振興地域の整備に関する法律の改正
 - 農振除外の厳格化，優良農地の確保
 - 農業協同組合法の改正
 - J A自らが農業経営可能，地域農業の維持
- ロ 農業者戸別所得補償制度の導入

2 県政を取り巻く主な環境の変化

(1) 県の行政運営

地方分権改革がさらなる進展を見せる中、中央集権型の行政システムから地方主権への流れはより現実的なものになってきています。

そのため、地方分権改革の進ちょく状況も踏まえ、今後の「みやぎ」の在り方を見据えながら、県として果たすべき役割及びこれからの立ち位置を再確認し、最適な行財政運営の確立に向けた取組を継続して実施していく必要があります。

県はこれまでも、財源不足解消のための取組を実施してきましたが、依然として重大な財政危機に直面しており、「財政再生団体」への転落を避けるためにも、財政健全化に向けた改革を強力に推進することが必要です。

このようなことから、「地方主権型社会」へ適切に対応するため、
イ 『「富県共創」を支え地域が主役となる社会に対応した行政経営の確立』
ロ 『財政危機の克服』

の2つの目標を設定して、「行革推進プログラム2010」(平成22年3月)を着実に実施することで、本県の行政改革を一層推進していくこととしています。

農業農村整備分野の位置付け

【改革1】 - 共創 - 多様な主体の力を最大限に高めた公共サービスの実現

1 県民との協働の推進

(3) 農業農村整備事業に係る計画策定・事業実施について地域との協働を推進します。

【改革3】 - 最適化 - 行政資源の効果的・効率的な配分による事業展開の推進

14 業務の効率化・最適化の推進

(4) 公共事業のコスト縮減対策を進めます。

17 行政資源等の保全対策と有効活用

(2) 農業水利施設のストックマネジメントを推進します。

(2) 県の財政運営

「第3期財政再建推進プログラム(平成22年2月)」では、危機的な財政状況を踏まえ、財源確保のための県債の発行や、公債費負担の平準化を進めることに伴い、将来の公債費負担が増大し、財政の硬直化を招くおそれがあるため、平成11年度に導入した公共事業キャップ制を継続して実施することにより、出来る限り県債の新規発行総額

を抑制し、県債残高が累増しない財政運営を図っていくとされています。

公共工事によるコスト縮減などによる一層の効率的な事業執行に努め、平成22年～平成25年の期間に、毎年度5%程度を目標に縮減することとしています。

農業農村整備分野が関係する事項

【歳出抑制対策】 将来的な財政負担の縮減

公共事業キャップ制の継続 118億円程度

(3) 県の重要課題である地震防災対策

国の地震調査委員会の長期評価（平成21年1月）によると、宮城県沖地震の発生確率は、30年以内に99%と極めて高くなっています。また、平成15年7月に発生した宮城県北部連続地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など内陸直下型の大規模地震が頻発しています。

如何なる場所であっても大規模地震が発生する可能性がある本県では、被害を最小限にとどめるための地震防災対策を県政の重要課題として、継続的に推進することが求められるため、平成15年に発生した宮城県北部連続地震を契機に、県の震災対策を取りまとめた「みやぎ震災対策アクションプラン」（平成15～19年度）を策定し、震災対策に関する施策を体系化し、震災対策事業を効果的に推進してきました。

平成20年10月には、宮城県沖地震発生から30年という節目の年を迎えて、県民総ぐるみで地震に立ち向かう気運を更に高めるため、「震災対策推進条例」を制定（施行は平成21年4月1日）しました。

県では、震災対策推進条例に基づく具体的な施策を体系化し、効果的な震災対策を強力に進めていくため、4つの施策目標と8の施策の柱、そして38の施策項目より構成された「第2次みやぎ震災対策アクションプラン」（H21～H24）を新たに策定し、宮城県沖地震など大規模地震による被害を最小限にする県土づくりの実現に向け、引き続き震災対策を積極的に推進していくこととしています。

農業農村整備分野の位置付け

【目標 2】 地震に強いまちづくりの推進

耐震化の促進 - 19 公共建造物の耐震化の推進

62 農業用ため池整備, 63 排水機場・排水路等の整備

64 海岸施設の耐震化, 65 土砂災害防止施設の整備(地すべり)

【目標 3】 災害応急対策の推進

応急物資等の確保 - 35 緊急輸送体制の整備

132 緊急輸送道路の整備(農道)

3 見直しの視点

(1) 宮城県の上位計画との整合

イ 「宮城の将来ビジョン」富県共創！

～ 活力とやすらぎの邦づくり ～

「宮城の将来ビジョン」における農業農村整備事業の位置づけについて、県政運営の理念を実現するための3つの政策推進の基本方向に沿った宮城の未来をつくる33の取組に係る関連取組の内容精査を行います。

富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～

取組 5 : 地域が潤う,訪れてよしの観光王国みやぎの実現
グリーン・ツーリズム

取組 6 : 競争力ある農林水産業への転換
農道整備

取組 11 : 経営力の向上と経営基盤の強化

国営土地改良事業負担金償還対策,ほ場整備(農地利用集積)

安心と活力に満ちた地域社会づくり(該当なし)

人と自然が調和した美しく安全な県土づくり

取組 29 : 豊かな自然環境,生活環境の保全

農村環境教育支援事業(県単:非予算)

取組 30 : 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成

農業水利ストックマネジメント,中山間地域等直接支払制度,
農地・水・環境保全向上対策

取組 31 : 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実
海岸保全施設整備

ロ 「第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画」

「第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の実施計画であることを踏まえ、食料の安定供給と新たな視点である食料自給率向上のため食料供給力の強化に取り組みます。

宮城県の農業を取り巻く現状(第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画策定に係る基本方針抜粋)

県民の生活にとって、生命の維持と健康の保持のために「食」は最も基本的で大切なものといえます。「農業」は、その「食」を安定的に供給するための重要な産業であり、「農村」は「農業」の基盤となる場であるとともに、国土の保全、水源のかん養、やすらぎ空間の提供といった豊かさを提供する役割を担うものであり、「農業」、「農村」も「食」とともにとても重要なものです。

「食」に対する関心が高まる一方で、食生活の多様化により本県の中心的な農産物である“米”の消費の減少などによって、農業産出額は低迷しています。

また、「農業」の後継者不足により、「農村」では高齢化や過疎化が進行し遊休農地が拡大するなど、活力の低下に歯止めがかからない状況にあります。

その結果、本県の食料自給率は、東北6県の中で最も低い現状にあります。

(2) 農業農村整備分野の“みやぎらしさ”の明確化

効果的かつ効率的な施策展開のため、あらためて、宮城県の地域性を踏まえた「みやぎの特性」を捉え、それらに適切に対応した取組を進めていきます。

さらには、新たな施設を築造するなどといった建設事業を主体とする施策から、施設機能の維持・保全や農業生産基盤の質的な向上など、既存施設等の有効活用に主眼を置いた施策への転換を図ります。

今後、事業費の増額が期待できない状況から、予算がこれまで以上に限定されても県民ニーズや地域課題に即応した事業を展開していくために、農業・農村を取り巻く課題に対し、より具体的な施策の推進方向を明らかにするとともに、「あれもこれも」から「あれかこれか」へと「選択と集中」の度合いを高めます。

イ 水田農業の持続的な発展への貢献

大河川である北上川、鳴瀬川、名取川、阿武隈川などの河川沿いの低平地に広く分布している水田は、耕地の8割超の面積を占めており、水田農業に特化している本県農業の特性に対応します。

用水の安定供給と十分な排水対策

低平地の水田農業に特化しているみやぎの農業を安定的に支えているのは農業水利施設です。それら施設の老朽化等による機能

不全を防止し、食料の安定供給を図ります。

基幹的な農業水利施設の機能の維持・保全対策

土地利用型農業の構造改革への貢献

アグリビジネスの展開や担い手の確保・育成等のために、必要不可欠となる水田農業の労働時間の短縮と生産コストの低減に資するほ場の大区画化を進めます。

加えて、自給率の低い麦・大豆等の土地利用型作物の生産に必要な排水対策を施した水田の汎用化を更に進め、食料供給力の強化を図ります。

さらには、これらの優良な生産基盤の確保により、生産性及び品質の向上、耕作放棄地の防止、不作付地の解消などを図るとともに、収益性を一層高めるため、基盤整備区域内の農地の面的な利用集積を促進し、経営の効率化を目指します。

低コスト化に対応したほ場の大区画化と汎用化水田の確保

ロ 震災に備える体制の構築

本県の地域特性ともいうべき重要課題の一つが震災対策です。宮城県北部地震（平成15年発生）、岩手・宮城内陸地震（平成20年発生）等の経験を踏まえ、発生が高確率で予測されている宮城県沖地震に備える農村の防災体制の構築を目指します。

防災・減災機能の向上と災害対応の体制整備

(3) 社会要請への的確な対応

農村社会では、過疎化、高齢化に加え農業の後継者不足等により集落機能の低下が危惧されている一方で、食料の安定供給のみならず、やすらぎ空間の提供等といった多面的な機能の持続的な発揮が求められています。

農業の生産活動や農村の生活などの営みにより、様々な地域資源が維持され多面的な機能が発揮されていますが、これらが今後とも持続されるように、農村地域資源の適正な維持、保全を図ります。

農村の豊かさを活用した都市と農村の交流活動を進めることによって、定住人口の減少を補う交流人口の増加を図り、これらを契機として農村の活性化を目指します。

農村の地域資源の保全管理と豊かさの提供

(4) 地球環境の保全等に資する再生可能な自然エネルギーの活用による低炭素社会実現など新たな社会要請への対応の必要性の高まり

地球温暖化対策として、農村地域における低炭素社会実現に向け、国、市町村、関係団体、地域住民等と協働しながら、体制整備等を検討していきます。

第4節 計画の性格

- 1 「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の実施計画として策定しています。
- 2 宮城県の農業農村整備部門の基本計画として、今後の推進方向と目標を達成するための方策を明らかにすることにより、今後の事業推進の指針とするものです。
- 3 施策目標の達成度の評価として、成果及び整備目標指標を設定するとともに、これらの目標指標のうち優先度の高い重点項目は、上位計画である「宮城の将来ビジョン」及び「みやぎ食と農の県民条例基本計画」等にも位置づけています。
- 4 この計画に掲げる理念や将来像は、県だけではなく、国、市町村、関係団体、住民等と協働しながら実施します。

第5節 計画の期間

本計画は、上位計画である「みやぎ食と農の県民条例基本計画」との整合を図り、平成23年度を初年度とし平成32年度（西暦2020年）を目標年度とする10年間を計画期間とします。

なお、その後の情勢変化への対応、成果・整備指標の進捗管理やその評価に資するため、概ね5年後に見直しを行うこととします。

第6節 計画の構成

みやぎの農業・農村の将来ビジョンと実現に向けた基本方向及びその具体的な方策について、県全体と各地域で取り組む内容を取りまとめており、基本計画編と圏域計画編で構成しています。

第7章 これまでの主な取組と成果

計画期間中、県下の経済状況は好転せず県の危機的な財政状況が継続したことに加えて、追い打ちをかけるように発生した世界的な経済不況（リーマンショック）、そして政権交代による国の政策転換の影響で農業農村整備事業費は未曾有の大幅削減になるなど、各事業を活用した整備目標指標は、概ね共通して目標を下回りましたが、成果目標指標については、限られた予算にも関わらず効率的かつ効果的な取組に努めた結果、達成又は目標に近い成果を上げることができました。

しかし、この間も本県における農業収入の低下傾向に歯止めがかからないなど、農業・農村を取り巻く情勢は厳しさを増しており、みやぎの農業の持続性を確保するため、引き続き計画的かつ総合的に農業農村整備関係施策を進める必要があります。

『みやぎ農業農村整備基本計画』（前計画）に掲げた3つの基本方向に基づき、取組と成果は次のとおりです。

第1節 「歴史ある農業水利施設の持続的な機能の発揮」

農業水利ストックマネジメントの推進

農業水利施設の管理体制の強化促進

1 成果と現状

農地の8割が水田という本県の低平地での水田農業を支えている約4千施設もの農業水利施設は、老朽化施設が増加しており標準耐用年数を超過した施設の割合は6割を超えています。重要課題となっているこれら施設の機能維持保全対策を推進してきましたが、計画期間中に、施設の管理を担っている各土地改良区や各市町村等の関係機関との連携により、「農業水利施設ストックマネジメント推進会議」を設置するなど推進体制を整備し適切な取組を行った結果、着実に施設の長寿命化が進み機能が維持・保全されました。

2 現状の課題

計画期間中に県が抽出による独自調査を行ったところ、標準耐用年数を超過した施設はその8割が何らかの支障をきたし機能維持が困難な状況にあることがわかりました。標準耐用年数を超過した施設は現在2千5百施設を超えており、その8割である2千箇所について何らかの対策が必要であると想定されるため、その早急な対応が課題となります。

また、施設の管理を担っている多くの土地改良区では、農業収入の低

下に歯止めがかからないことを背景に賦課金の未収が新たな問題となりはじめています。よって、これらを含めた管理体制の充実・強化が引き続き課題となります。

3 整備目標指標

基幹水利施設整備延長

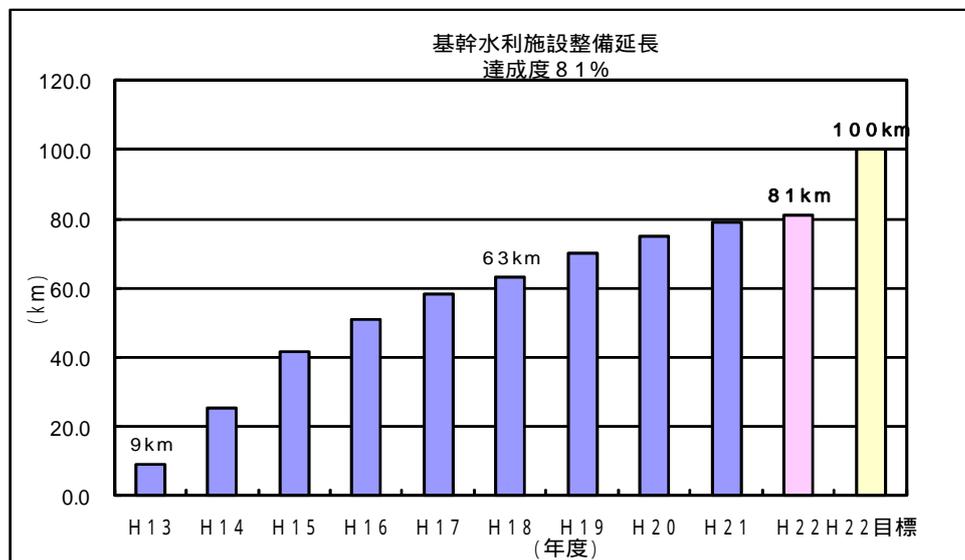
H22目標 100km H22実績（見込み） 81km

土地改良区数（中間見直し時点からの設定）

H22目標 44土地改良区 H22実績（見込み） 56土地改良区

指標名	整備目標						見込み H22	目標 H22
	現況 (測定年)	実績 H18	実績 H19	実績 H20	実績 H21	実績 H21		
基幹水利施設整備延長	58 km	63 km	70km	75km	79 km	81 km	100 km	
土地改良区数	64土改区	63土改区	63土改区	59土改区	59土改区	56土改区	44土改区	

(1) 基幹水利施設整備延長



イ 項目別評価

整備実績は81km、目標とした100kmに対する達成度は81%でしたが、計画期間中に迫川上流地区ほか7地区を事業完了し、農産物の安定生産に不可欠な基幹的な水利施設を着実に整備することができました。

計画期間中に県下の経済状況は好転せず、財政再生団体への転落

は回避したものの、県の危機的な財政状況に変わりはなく公共事業予算のキャップ制が継続されたことに加えて、政策転換による農業農村整備事業費の大幅削減などの影響で、各年度毎の事業予算が減少を続けた結果、目標を下回りました。

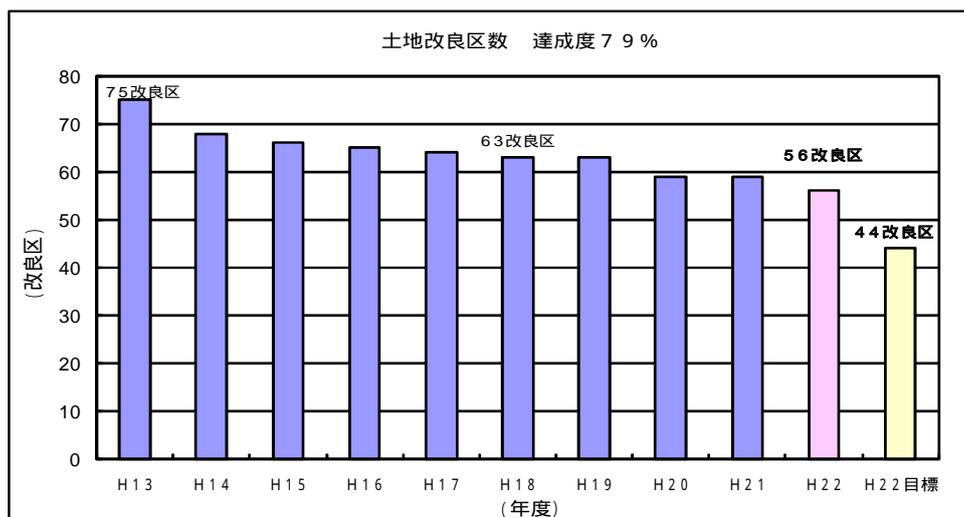
ロ 項目別課題

本県における農業収入の低下傾向に歯止めがかからないなど、農業・農村を取り巻く情勢は厳しさを増しています。

こうした状況の中、水田農業を主体とするみやぎの農業の持続性を確保するためには、基幹的な水利施設の整備が必要不可欠です。

については、県民への食料の安定供給と食料自給率向上に向けた食料供給力の充実・強化を図るため、引き続き計画的かつ総合的に生産基盤の整備を推進する必要があります。

(2) 土地改良区数（H18～）



イ 項目別評価

土地改良施設の管理主体である土地改良区の運営基盤を強化するため、合併推進目標を初期値から20減じ44とする整備目標を掲げましたが、現計画期間中の合併実績は8減じて56となりました。

整備目標とした合併は9件で土地改良区数は20減じる予定でしたが、地元の各土地改良区における合意形成が進まず実績は4件の合併で8改良区の減少にとどまりました。

ロ 項目別課題

これまでの合併推進手法は、複数土地改良区に跨る土地改良事業とセットで合併を推進してきたものですが、県の財政的理由等から

こうした手法は採れなくなっているため，目に見える合併メリットを提示出来ずに合併機運が盛り上がらないことが合併が進展しない主な原因であり，行政主導による合併推進の限界を示しているものと考えられます。

今後は，地域を起点とし最適な管理主体及び管理手法の構築が課題となります。市町村を含めて合意形成を促す視点を踏まえて，土地改良区の組織運営基盤の強化を図るための検討が必要であると思慮されます。

4 成果目標指標

基幹農業水利施設長寿命化割合（中間見直し時点からの設定）

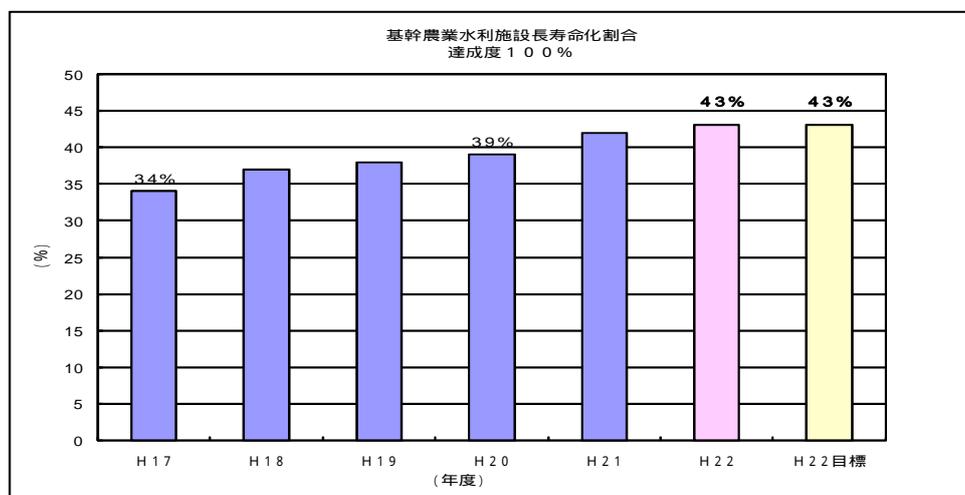
H22目標 43% H22実績（見込み） 43%

農業水利施設適正管理指数（中間見直し時点からの設定）

H22目標 73% H22実績（見込み） 66%

成 果 目 標 指 標							
指 標 名	現況	実績	実績	実績	実績	見込み	目標
	(測定年)	H18	H19	H20	H21	H22	H22
基幹農業水利施設長寿命化割合	34% (H17)	37%	38%	39%	42%	43%	43%
農業水利施設適正管理指数	68% (H16)	67% (H17)	68% (H18)	64% (H19)	66% (H20)	66% (H21)	73%

(1) 基幹農業水利施設長寿命化割合（H18～）



イ 項目別評価

適切な機能維持対策を行ってきたことにより目標とした43%は達成され、農業水利施設の長寿命化が着実に図られていることに加えて、施設の管理を担っている各土地改良区や各市町村等の関係機関との連携により、農業水利施設ストックマネジメントを推進する体制が整備されました。

用排水機場などの基幹的な農業水利施設については、現状で標準耐用年数を超過している約300施設の機能診断を行いました。その結果に基づき、計画的に事業導入を進め予防保全対策及び整備更新等により施設の長寿命化が図られ、持続的かつ安定的に用・排水機能が発揮されています。

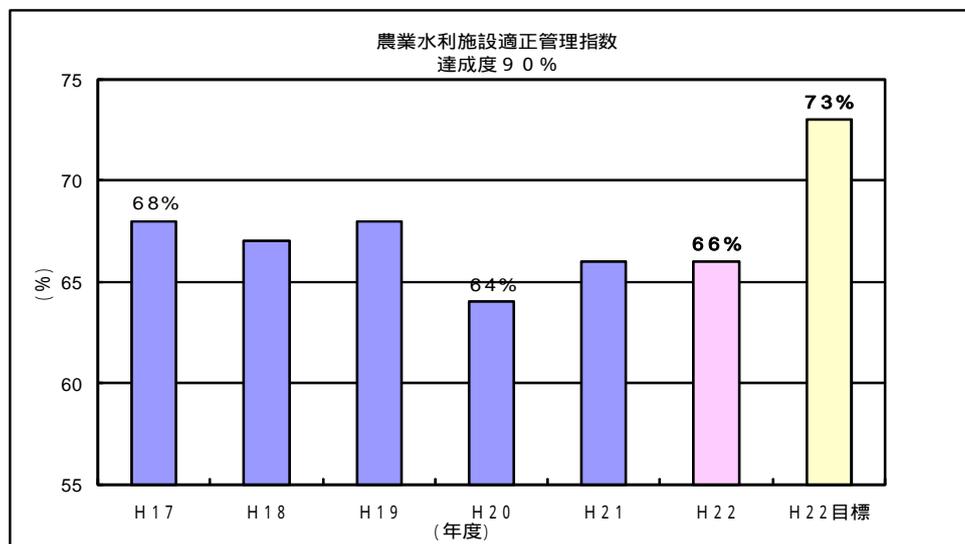
ロ 項目別課題

農村の過疎化、高齢化、混住化等を背景とする集落機能の低下は、食料の安定供給や多面的機能の発揮のための基盤である農地、農業用水等の適切な保全管理を困難にする懸念があり、大きな課題となっています。

造成してきた農業水利施設は、今後も経年的に対応年数を超過する施設が増加するなど、老朽化による機能不全に陥る危険性を持っています。従って、関係機関との連携により計画的な予防保全対策及び整備更新等により施設の長寿命化を進める必要があります。

さらには、施設管理を主体的に担う土地改良区の運営も、厳しさを増す農業情勢を背景に危機に直面しています。よって、管理体制の充実・強化へ向けた検討が必要となっています。

(2) 農業水利施設適正管理指数（H18～）



イ 項目別評価

土地改良施設の管理主体である土地改良区の合併推進により、人件費を削減し経常的管理経費を効率化することで維持管理費率を高めることが成果目標でした。平成22年度の目標は73%でしたが、実績は66%になりました。

土地改良区の合併推進により、役員及び職員の人件費を削減することで相対的に施設管理に要する経費の割合が増すと目込みでした。

目標とした合併は9件で土地改良区数は20減じる予定でしたが地元の各土地改良区における合意形成が進まず実績は4件で8改良区の減少にとどまりました。また、合併により役員数の削減は大幅に進展しますが、役員の殆どは非常勤であり経費削減効果は限定的であること、職員については、徐々に削減が進んでいるものの、退職者の非補充による削減であり、全体的な職員の高齢化により人件費が高止まりとなっていることなどから人件費の削減効果が現れていないと考えられます。加えて、米価低迷により組合員農家から土地改良区運営費として徴収される賦課金の低減要請が高まっているため、維持管理経費に十分な予算が確保できないことなども目標に達しなかった要因と考えられます。

ロ 項目別課題

今後は、地域を起点とし最適な管理主体及び管理手法の構築が課題となります。市町村を含めて合意形成を促す視点を踏まえて、土地改良区の組織運営基盤の強化を図る検討を行う必要です。

第2節 「UR対策等で整備した優良農地の更なる効果の発現」

UR対策等で整備した優良農地をモデルとした利用集積の推進

農業経営体育成に資する生産基盤整備の推進

農業・農村の活性化に向けた推進体制の強化

収益性の高い農業構造の実現

1 成果と現状

限られた予算の中、県内の水田整備率は65%となり着実に優良農地の確保が図られています。経営体の育成・確保に重点をおいた生産基盤の整備や整備済みの優良農地へのフォローアップの実施と一体的に農地の利用集積を進めた結果、平成21年度末までに、ほ場整備事業実施地区内の担い手農家等への農地集積率が63%となり経営体数も331増

加するなど，地域農業の担い手となる経営体の確保とその経営基盤の強化が着実に進んでいます

2 現状の課題

県民の「食」に対する関心が高まる一方で，食生活の多様化により，本県の中心的な生産物である米の消費の減少等によって農業産出額は低迷しています。農業の後継者不足により農村の高齢化・人口減少は進み，遊休農地の拡大により耕地利用率は年々縮小し，農村の活力低下に歯止めがかからない状況にあります。

限られた農地の確保と有効利用を図り，農業の生産性の向上を促進し，効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し，良質で安全な食料が合理的な価格で安定的に供給され，食料自給率が向上していくようにする必要があります。

さらには，質の高い農地利用集積の促進により農業の構造改革をさらに推進するとともに，アグリビジネスの展開や担い手の確保・育成に必要な労働時間の短縮，水田における麦，大豆，その他の野菜の生産に必須な排水対策と食料供給力の強化に資する生産基盤の整備を推進し，生産性向上の一層の充実と収益性を高めるための農地の団地化や面的利用集積の促進による経営の効率化が求められます。

3 整備目標指標

水田整備面積（率）

H22目標 75,000ha(68%) H22実績（見込み）72,053ha(65%)

大区画水田整備面積（率）

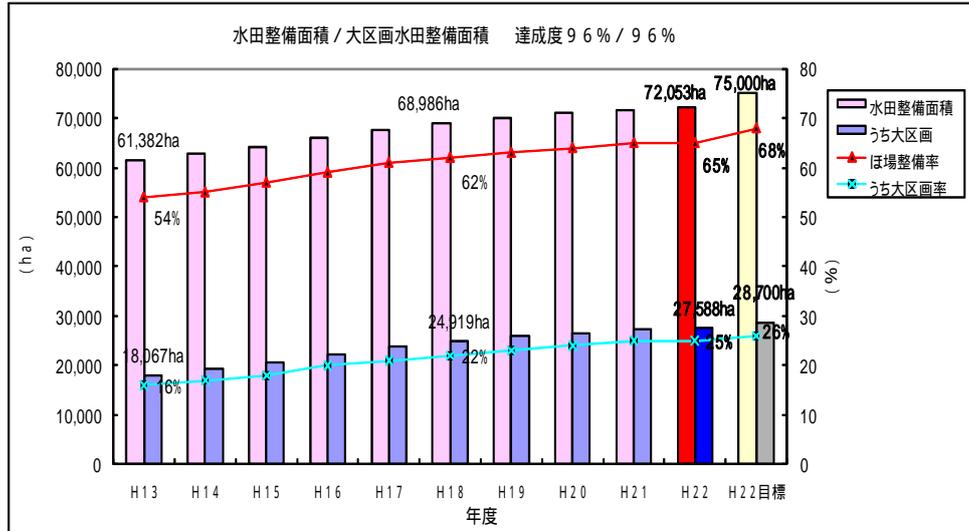
H22目標 28,700ha(26%) H22実績（見込み）27,588ha(25%)

担い手育成数

H22目標 1,400経営体 H21実績 1,207経営体

指 標 名	整 備 指 標						目 標 H 2 2
	現況 (測定年)	実績 H18	実績 H19	実績 H20	実績 H21	見込み H22	
水田整備率	67,724ha 61%	68,986ha 62%	70,085ha 63%	70,949ha 64%	71,620ha 65%	72,053ha 65%	75,000ha 68%
水田整備率（大区画水田）	23,777ha 21%	24,919ha 22%	25,874ha 23%	26,624ha 24%	27,219ha 25%	27,588ha 25%	28,700ha 26%
担い手育成数 (ほ場整備関係)	876経営体	927経営体	1,056経営体	1,113経営体	1,207経営体	集計中	1,400経営体

(1) 水田整備面積（率），大区画水田整備面積（率）



イ 項目別評価

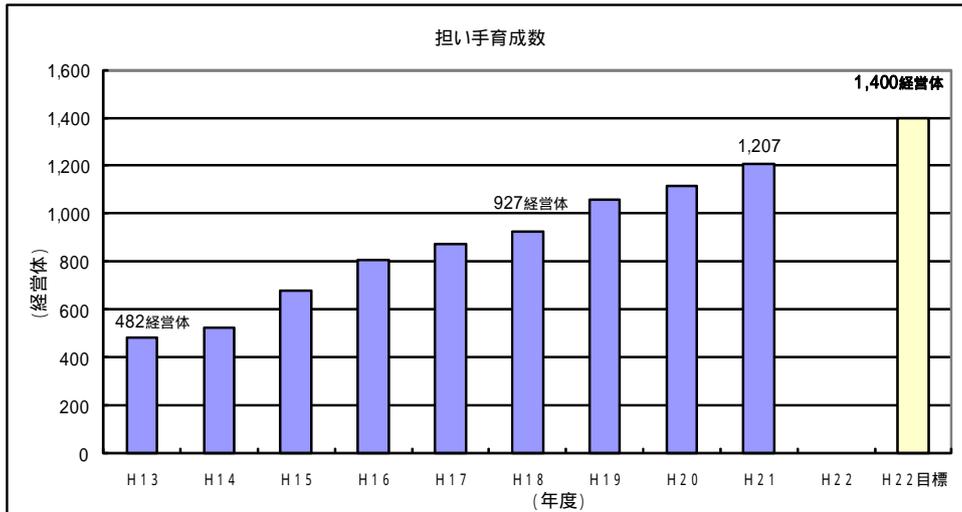
限られた予算の中，県内の水田整備率は全国平均 67%（東北平均 67%）にはやや劣るものの，65%となり着実に優良農地の確保が図られており，ほ場の大区画化に至っては，25%と全国トップレベルの水準まで達し，整備済み地区の労働時間を約 4 割短縮するなど生産コストの低減により，収益性の高い生産構造への転換のための条件整備が進んでいます。

さらには，水田の汎用化や農地の利用集積により，稲作はもとより麦や大豆などの生産拡大も実現し，食料自給率向上のための供給力の強化が図られました。

ロ 項目別課題

耕地の 8 割超を水田が占め，その大部分が，標高が低く排水条件が悪いところに位置する本県において，水稻のみならず，水田の有効活用による麦，大豆などの畑作物の作付けを拡大し，食料自給率の向上を図るためには，水田の大区画化による労働時間の短縮や十分な排水対策を施した水田の汎用化が必要不可欠となります。

(2) 担い手育成数



イ 項目別評価

経営体の育成・確保に重点をおいた生産基盤の整備や整備済みの優良農地へのフォローアップの実施等と一体的に農地の利用集積を進めた結果、ほ場整備事業実施地区内の担い手農家への農地集積率が63%となり経営体数も331増加（H21実績）するなど、地域農業の担い手となる経営体の確保とその経営基盤の強化が着実に進んでいます。

ロ 項目別課題

みやぎの農業の持続的な発展のために必要不可欠となる地域農業の担い手となる経営体を着実に増加させ、地域の底上げを図っていくことに加え、地域をまとめ牽引していくリーダーの育成・確保が大きな課題です。

4 成果目標指標

整備済み水田における耕地利用率

H22目標 103% H21実績 102%

整備済み水田における大豆の高品質割合

H22目標 75% H22実績（見込み） 65%

経営体育成関連基盤整備地域における認定農業者等の経営面積割合

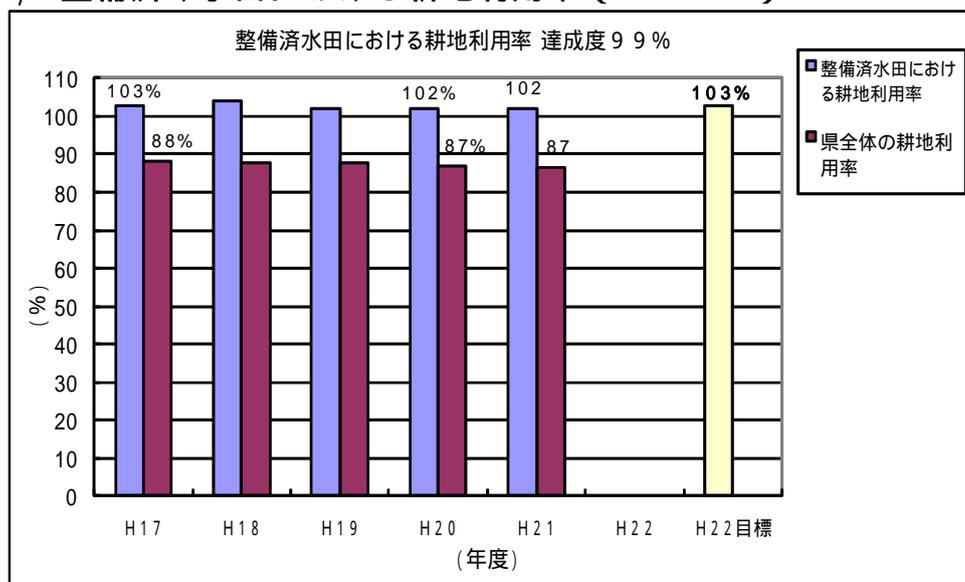
H22目標 40% H21実績 57%

経営体育成関連基盤整備地域における認定農業者等の経営面積の増加率

H22目標 15% H21実績 25%

指 標 名	成 果 目 標 指 標					見込み H 2 2	目 標 H 2 2
	現況 (測定年)	実績 H18	実績 H19	実績 H20	実績 H21		
整備済み水田における耕地利用率	103% (H16)	104%	102%	102%	102%	集計中	103%
整備済み水田における大豆の高品質割合	74% (H16)	69%	67%	67%	65%	65%	75%
経営体育成関連基盤整備地域における認定農業者等の経営面積割合	12% (H17)	25%	52%	54%	57%	集計中	40%
経営体育成関連基盤整備地域における認定農業者等の経営面積の増加率	0 (H17)	6%	21%	23%	25%	集計中	15%

(1) 整備済み水田における耕地利用率 (H18～)



イ 項目別評価

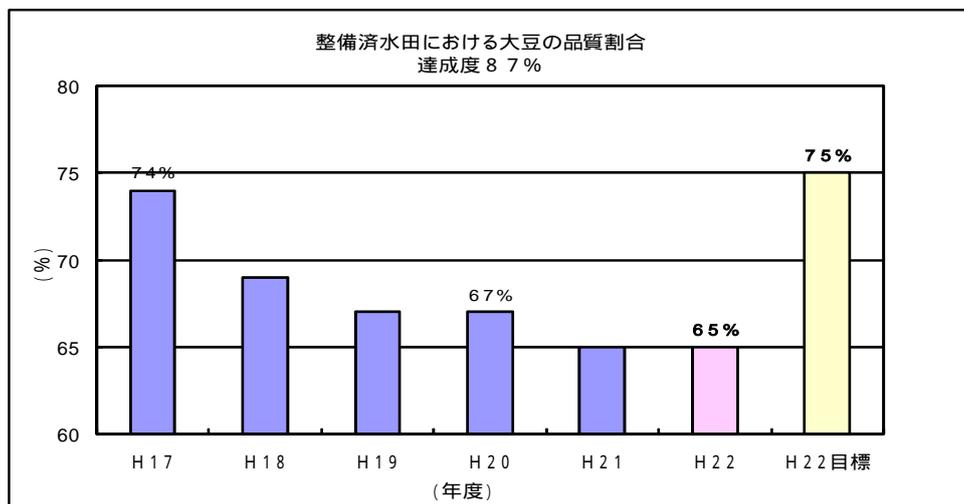
整備済み水田における耕地利用率は、ほ場整備による汎用化やほ場の大区画化等を推進した結果、水田における畑作物の作付けが可能となり、地域によっては米、麦、大豆の2年3作体が確立されたため、作物の延べ作付面積が拡大し、県全体の87%に比較し整備済み区域では102%(H21)と高い水準となりました。また、農地の利用集積の効果でブロックローテーションによる作付けの集団化など土地利用の秩序化も図られました。

ロ 項目別課題

耕地の8割超を水田が占め、その大部分が、標高が低く排水条件

が悪いところに位置している本県では、特に水田における畑作物の生産が難しいことや寒冷な気候条件が作物の2期作には適さないことなどから、作付け延べ面積を向上させるためには、水田の汎用化が必須課題となります。

(2) 整備済み水田における大豆の高品質割合（H18～）



イ 項目別評価

近年大豆の生産は、従来の畑作から水田での作付けに変化していますが、本県においては低平地ゆへの排水不良という悪条件を基盤整備の推進による汎用化水田の確保によって克服してきています。大豆の品質割合については、目標値とした75%に10ポイント及びませんでした。

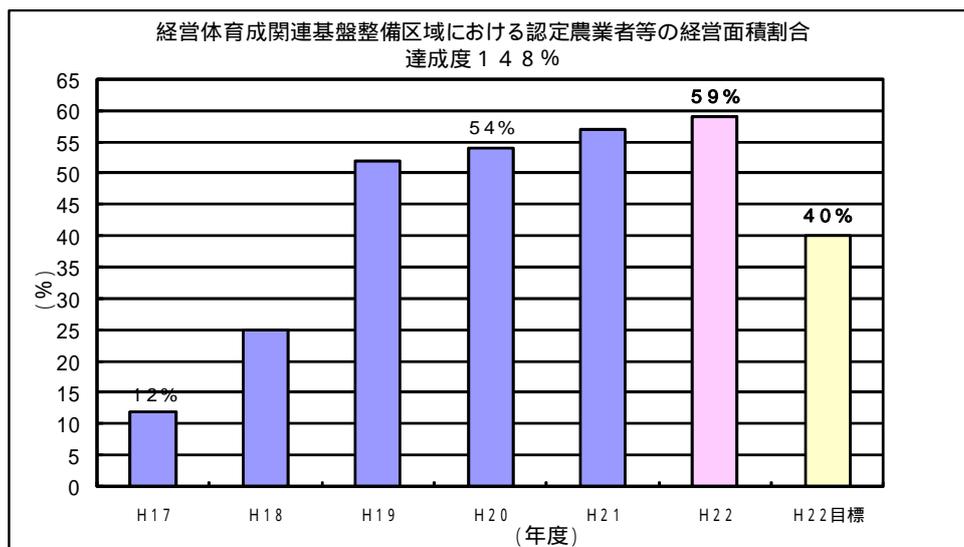
東北の平均64.7%と同じ結果でしたが、全国の平均70.8%を下回りました。

しかしながら、規格外大豆の発生率においては、生産量上位10道県で最低水準の0.1%であり、一定の評価ができる内容となったものと考えています。

ロ 項目別課題

県民への食料の安定供給と食料自給率の向上のためには、麦・大豆等の土地利用型作物の産出量の増加が不可欠であり、作付面積の拡大とともに反収を増加させることが重要となります。水田農業を主体とする本県農業においては、基盤整備による十分な排水対策を施した汎用化水田のさらなる確保が必須となります。

(3) 経営体育成関連基盤整備地域における認定農業者等の経営面積割合 (H18~)



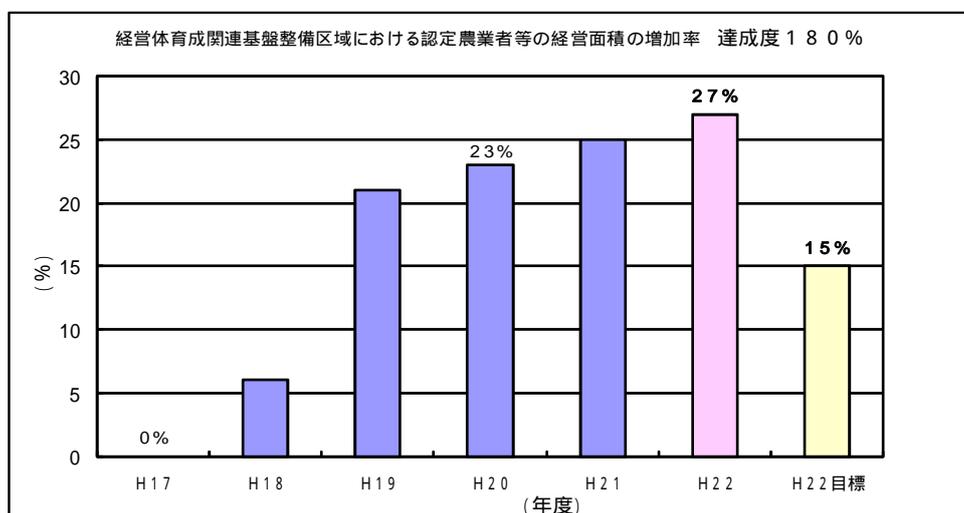
イ 項目別評価

経営体育成関連基盤整備地域における認定農業者等の経営面積割合は、59%まで向上しました。効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立のため、中心的にみやぎの農業を支えて行くと期待される担い手への農地の利用集積が着実に進んでいます。

ロ 項目別課題

経営体育成関連基盤整備地域においては、着実に経営面積割合が向上していますが、今後取り組まれる新規採択地区でも確実に成果をあげ、県全域の底上げのためにも他の地域を先導する役割を担っていくことが期待されます。

(4) 経営体育成関連基盤整備地域における認定農業者等の経営面積の増加率 (H18~)



イ 項目別評価

経営体育成関連基盤整備地域における認定農業者等の経営面積の増加率は、27%となりました。効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立のため、中心的にみやぎの農業を支えて行くと期待される担い手への農地の利用集積が着実に進んでいます。

ロ 項目別課題

効率的かつ安定的な農業経営を目指し、より効果の高い取組としていくためには、担い手に集積する農地を面的に集積し団地化したものとして作業効率をさらに向上させる必要があります、質の高い農地の利用集積が求められます。

第3節 「農村生活環境の整備等による農業・農村の多面的機能の発揮」

農村地域資源の保全・管理

都市と農村の共生・対流の促進

中山間地域の振興

農村の生活環境の整備

農地等の総合的な防災対策

1 成果と現状

(生活環境の整備)

農村公園や地域活性化施設などの定住環境の整備や都市と農村の交流の基盤となる基幹的農道の整備も着実な進捗がみられ、特に農業集落排水整備率は、63%となるなど、農村の経済的な発展を支える快適な生活環境の整備が進んでいます。

(多面的機能の発揮)

地域ぐるみによる農村地域資源の適切な保全・管理協働活動の指導・支援により、多様な農業生産を支える農地と水及び環境が維持・保全され、耕作放棄地の発生防止や集落機能の維持に寄与しています。

みやぎ型グリーン・ツーリズムの推進により、農産物直売所や農林漁家民宿・農林漁家レストラン等の都市農村交流拠点施設等の受入体制の整備が進み、都市と農村の共生・対流による地域主体の取組が生まれるなど農村の活性化の契機となりつつあります。

さらには、学校教育や生産者、土地改良区等と連携して農業農村整備への理解が醸成されるよう積極的に取組を行ってきました。

2 現状の課題

(生活環境の整備)

計画期間中には岩手・宮城内陸地震が発生し、荒砥沢ダムの被害をはじめ局地的なものでしたが甚大な被害が発生しました。多発傾向にある水害等の大規模災害や宮城県沖地震などに対応する防災・減災、災害対応の体制整備は喫緊の課題となっています。

(多面的機能の発揮)

農村の過疎化、高齢化等を背景とする集落機能の低下は、食料の安定供給や多面的機能の発揮のための基盤である農地、農業用水等の適切な保全管理を困難にする懸念があり、多様な主体の参加による農村における協働力の形成が急務となっています。

3 整備目標指標

集落排水整備人口(率)

H22目標 99,408人(72.3%) H22実績(見込み) 86,500人(62.9%)

交流施設数(中山間地域)

H22目標 140ヶ所 H22実績(見込み) 133ヶ所

農道整備延長

H22目標 1,930km H22実績(見込み) 1,925km

交流人口(観光客入込数)

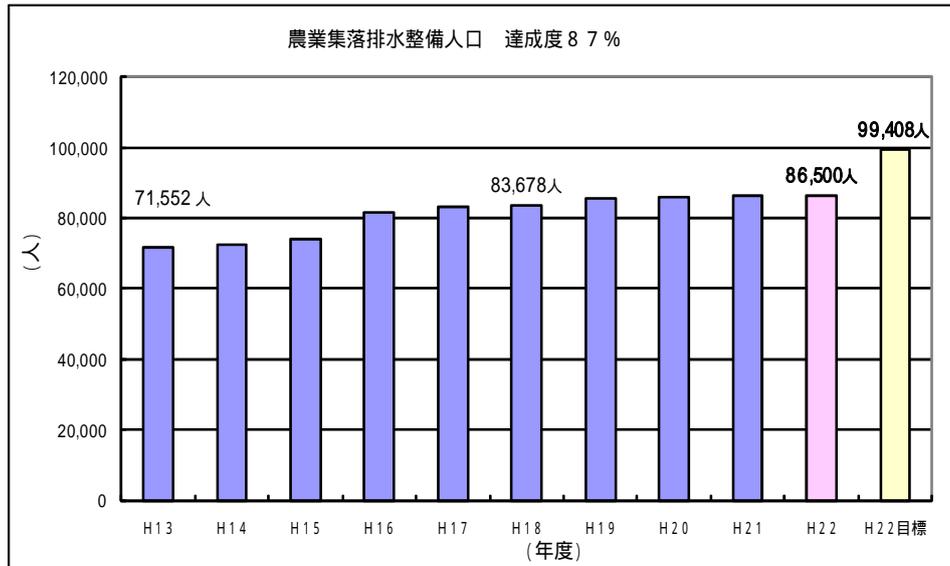
H22目標 2,900万人 H21実績 2,927万人

水辺空間設置数

H22目標 70ヶ所 H22実績(見込み) 68ヶ所

指 標 名	整 備 指 標						目 標
	現況 (測定年)	実績 H18	実績 H19	実績 H20	実績 H21	見込み H22	
農業集落排水整備率	81,649人 59.4% (H16)	83,678人 (60.9%)	85,419人 (62.1%)	86,069人 (62.6%)	86,429人 (62.9%)	86,500人 (62.9%)	99,408人 (72.3%)
交流施設数(中山間地域)	128ヶ所 (63ヶ所)	132ヶ所 (66ヶ所)	133ヶ所 (66ヶ所)	133ヶ所 (66ヶ所)	133ヶ所 (66ヶ所)	133ヶ所 (66ヶ所)	140ヶ所 (70ヶ所)
農道整備延長	1,888km	1,905km	1,912km	1,917km	1,919km	1,925	1,930km
交流人口(観光客入込数)	2,621万人 (H16)	2,829万人	2,979万人	2,894万人	2,927万人	集計中	2,900万人
水辺空間設置数	59ヶ所	61ヶ所	64ヶ所	66ヶ所	68ヶ所	68ヶ所	70ヶ所

(1) 集落排水整備人口



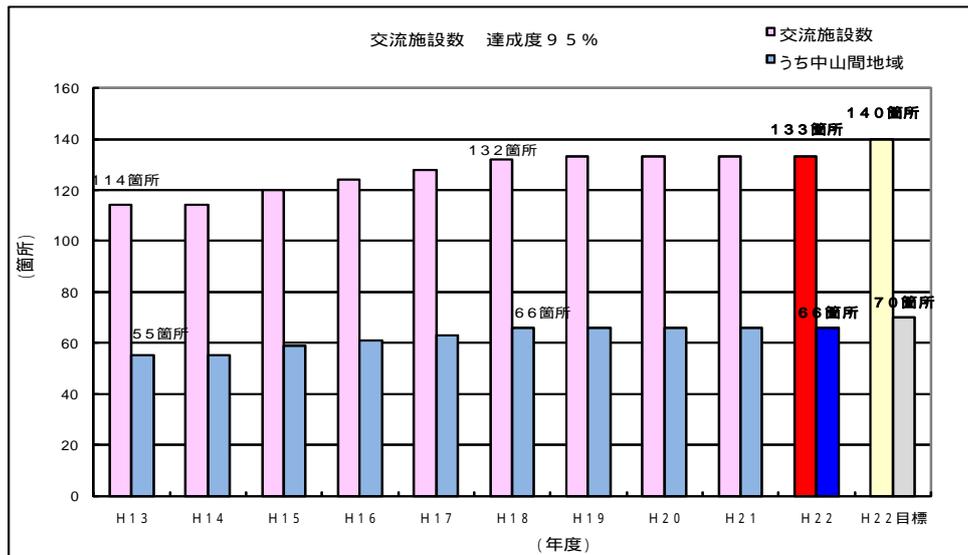
イ 項目別評価

計画期間中に県下の経済状況は好転せず、財政再生団体への転落は回避したものの、県の危機的な財政状況に変わりはなく公共事業予算のキャップ制が継続されたこと、そして国の政策転換による農業農村整備事業費の未曾有の大幅削減などの影響で、各年度毎の事業予算が減少を続けたこと、新規地区の採択の要望が少なくなっていることや合併浄化槽整備に移行する地区等があり、整備人口は、86,500人で目標とした99,408人に対する達成度が87%となりましたが、予算の重点配分やコスト縮減に努めたことにより、処理施設及び管路施設の整備が順調に推進され着実に整備人口を伸ばすことができたと考えています。

ロ 項目別課題

近年の人口の減少や高齢化、地域社会構造の変化、市町村合併等で汚水処理整備の効率化が急務となっており、平成21年度に行った宮城県生活排水処理基本構想の見直しを基に合併浄化槽整備地区と農業農村整備事業管理計画の新規採択要望地区の把握をしながら農業集落排水整備事業を計画的に推進する必要があります。

(2) 交流施設数（中山間地域）



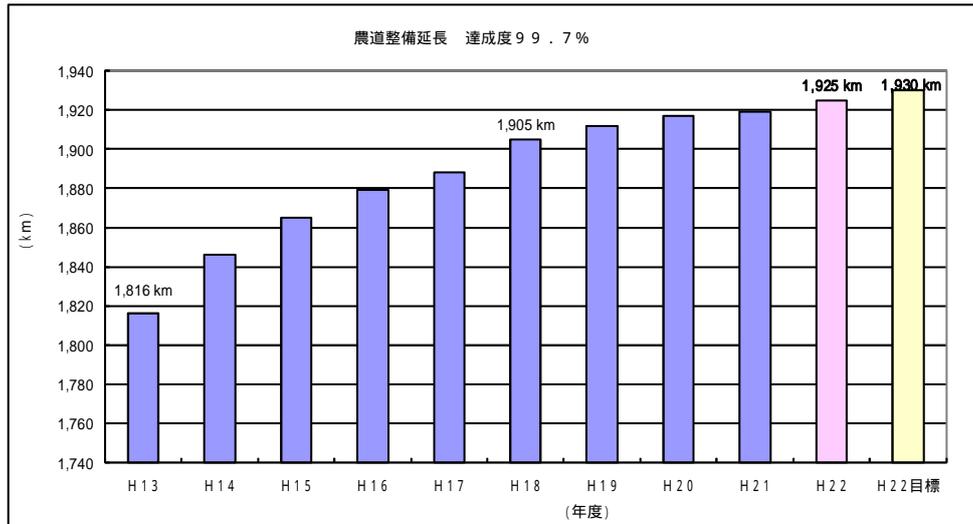
イ 項目別評価

計画期間中に県下の経済状況は好転せず，財政再生団体への転落は回避したものの，県の危機的な財政状況に変わりはなく公共事業予算のキャップ制が継続されたこと，そして国の政策転換による農業農村整備事業費の未曾有の大幅削減などの影響で，各年度毎の事業予算が減少を続けたこと，農村を取り巻く社会経済情勢も厳しくなったことあり新規地区の採択の要望がなくなり，整備箇所は133箇所（66箇所）と目標とした140箇所（70カ所）に対する達成度は95.0%（94.3%）となりましたが，施設利用計画に基づいた施設の利活用は順調に実施されています。

ロ 項目別課題

農業・農村を取り巻く情勢や社会経済情勢も厳しい状況で新規地区の要望がなくなっていることから，今後は既存施設の利活用の充実，耐震化等を考慮した施設の更新に向けた対応を進めていく必要があります。

(3) 農道整備延長



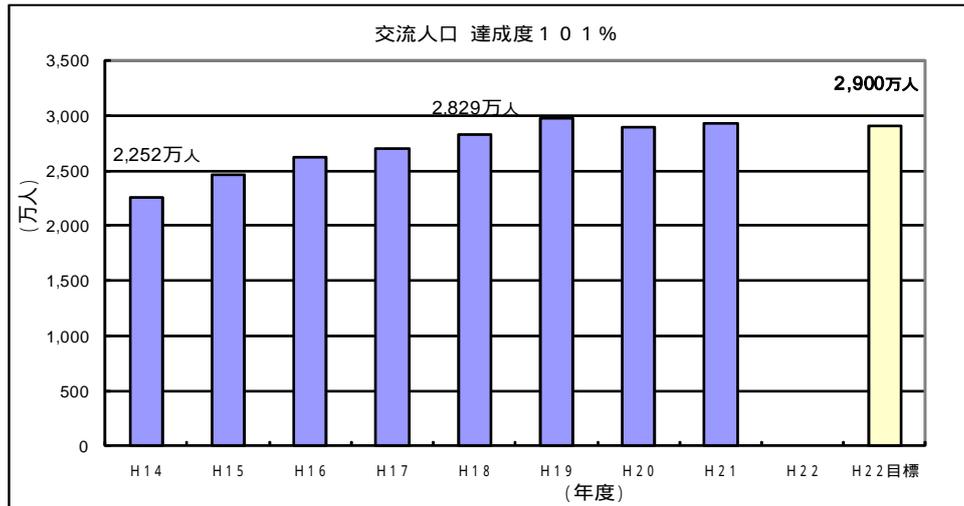
イ 項目別評価

計画期間中に県下の経済状況は好転せず、財政再生団体への転落は回避したものの、県の危機的な財政状況に変わりはなく公共事業予算のキャップ制が継続されたこと、そして国の政策転換による農業農村整備事業費の未曾有の大幅削減などの影響で、各年度毎の事業予算が減少を続けたこと、事業仕分けにより農道整備事業が廃止され、新規事業地区が見込めないことなどにより、整備延長は1,925 kmと目標とした1,930 kmに対する達成度は99%となりましたが、効率的な予算執行やコスト縮減を図りながら、事業を推進したことにより概ね目標を達成できました。

ロ 項目別課題

事業主分けにより農道整備事業の新規事業は廃止され、経過処置として継続事業は新たに創設された農山漁村地域整備交付金で実施していくこととなりますが、今後は必要とされる新規事業の取り扱いについて十分に検討していく必要があります。

(4) 交流人口 [観光客入込数] (H 1 8 ~)



イ 項目別評価

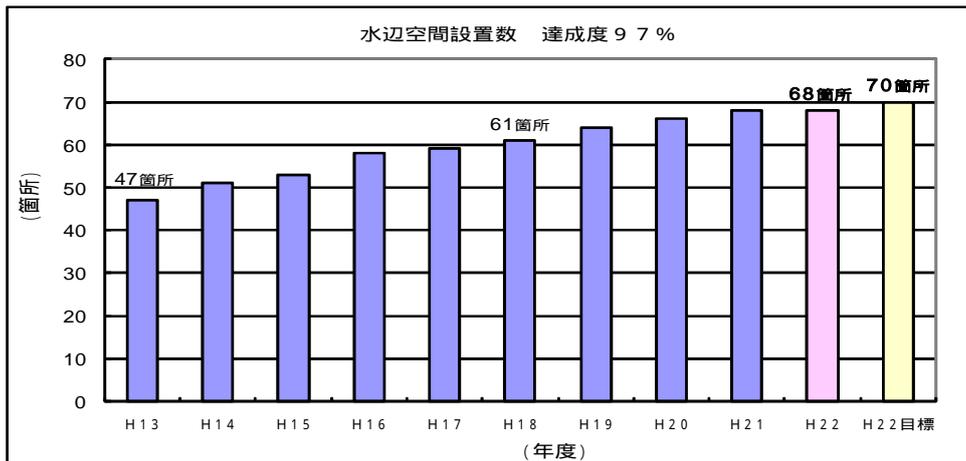
計画期間中，リーマンショックに端を発した世界的な経済不況により，東北各県においても観光客数の減少が見られましたが，徐々に回復してきています。相談窓口の運営や研修会の開催，活動組織への指導・助言アドバイザーの派遣，民間推進組織の活動支援などにより，民泊登録農家数や農林漁家民泊数が順調に増加し，指標とした都市と農村の交流人口の取組実績は2,927万人（H21）と目標としていた2,900万人を上回る成果となりました。

ロ 項目別課題

グリーン・ツーリズムの受入側の実践者の半数程度が，十分な所得がないこと，後継者不足及び支援体制の弱さ等から，活動の継続に対して不安を感じている。子ども農山漁村交流プロジェクトや外国人旅行客等の新たな顧客への対応が課題です。

今後は，みやぎ型グリーン・ツーリズム第2期行動計画に基づき，各種農村振興施策を活用した「集落」ぐるみのグリーン・ツーリズムの推進，「売れる」交流メニューの開発，都市と農山漁村が支え合うツーリズムの創出につながる支援に重点的に取り組んでいく必要があります。

(5) 水辺空間設置数



イ 項目別評価

計画期間中に県下の経済状況は好転せず、財政再生団体への転落は回避したものの、県の危機的な財政状況に変わりはなく公共事業予算のキャップ制が継続されたこと等により新規地区着手が見送りされる等の影響で、整備実績は68箇所となり目標とした70箇所に対する達成度は97%になりましたが、農業・農村の多面的機能を発揮するための施設整備等を進めることができたと考えています

ロ 項目別課題

施設管理者等による定期的な補修・整備など適正な維持管理を実施し、農業・農村における多面的機能発揮を持続させていくとともに、施設の利用拡大に向けた取組が大切です。

4 成果目標指標

中山間地域における耕作放棄地率

H22目標 5.9% H22実績（見込み） 8.7%

農村を訪れたい・農村に住みたいと思う人の増加率

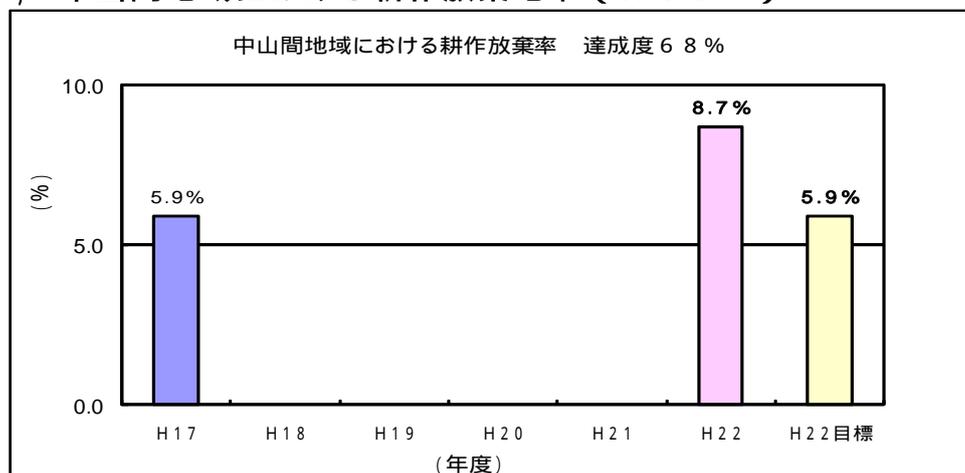
H22目標 25% H21実績 38%

農地・水・環境保全向上活動協定対象面積

H22目標 27,000ha H22実績（見込み） 43,944ha

指 標 名	成 果 目 標 指 標						見 込 み H 2 2	目 標 H 2 2
	現 況 (測 定 年)	実 績 H18	実 績 H19	実 績 H20	実 績 H21	実 績 H21		
中山間地域における 耕作放棄地率	5.9% (H17)		-	-	-		8.7%	5.9%
農村を訪れたい・農村 に住みたいと思う 人の増加率	0 (H18)		28%	31%	38%		集計中	25%
農地・水・環境保全 向上活動協定対象面積	(H18)		43,885 ha	43,964 ha	43,949 ha		43,944 ha	27,000 ha

(1) 中山間地域における耕作放棄地率 (H 1 8 ~)



イ 項目別評価

地域ぐるみによる農村地域資源の適切な保全・管理協働活動の指導・支援により，多様な農業生産を支える農地と水及び環境が維持・保全され，耕作放棄地の発生防止や集落機能の維持に寄与しています。

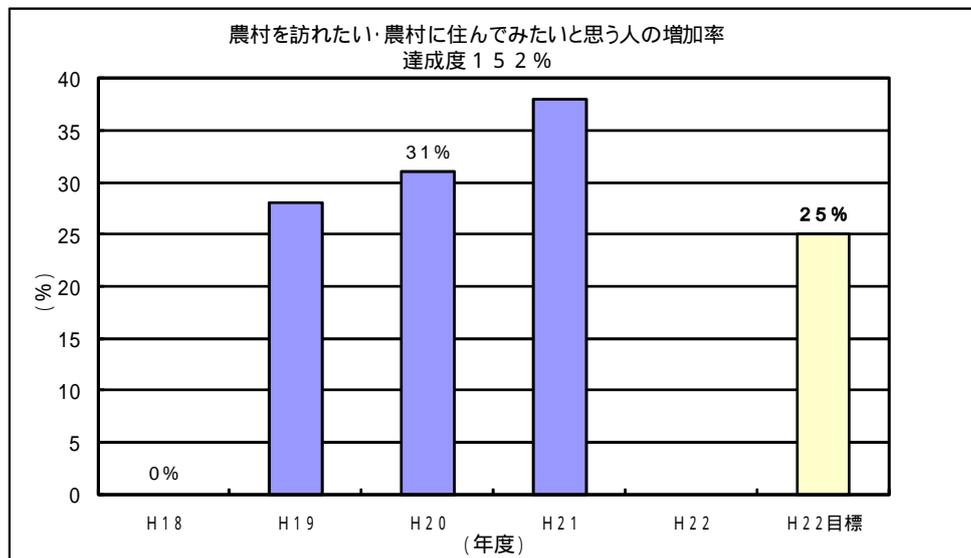
しかしながら，高齢化の進行や米価の下落など農業収入の低下に歯止めがかからないことから，指標とした中山間地域における耕作放棄地率は8.7%と2.8ポイント上昇する結果となりました。

ロ 項目別課題

農村地域では農業収入の低下に歯止めがかかっていない状況であり，特に条件不利地である中山間地域では高齢化の進行や後継者不足等により，耕作放棄地の拡大や集落機能の低下に伴う農業・農村

の多面的機能の発揮を維持することが困難になることが現在も懸念されています。

(2) 農村を訪れてみたいと思う人の増加率（H18～）



イ 項目別評価

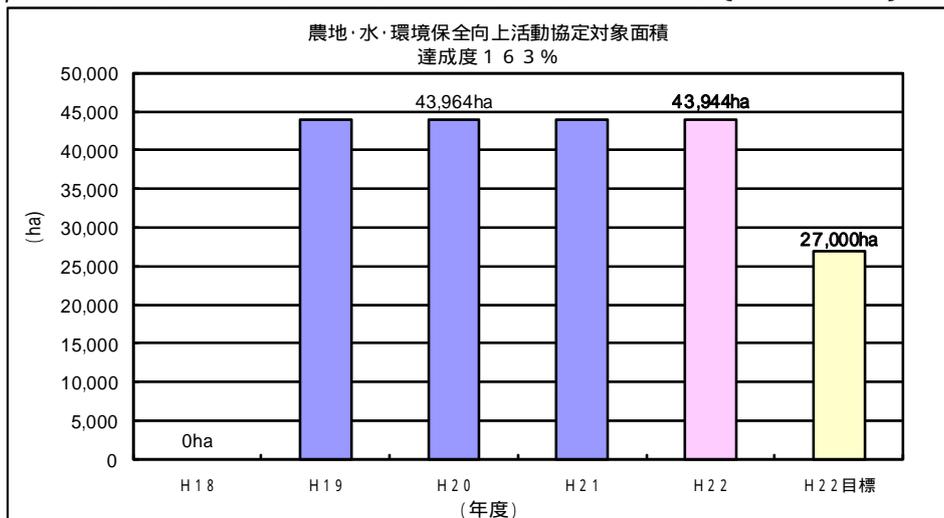
実績は38%(H21)と目標としていた25%を上回りました。農業・農村への興味の深まりと多面的機能への理解度が向上し、「農村を訪れてみたいと思う人」が増加しているものと考えられます。

ロ 項目別課題

都市住民を中心に「ゆとり」や「やすらぎ」、「教育の場」を農村等に求める傾向が強まっており、健康志向、環境意識の高まりなどを背景に、新しいライフスタイルへの関心や期待が高まっている状況にあります。

都市と農村の交流活動の拡大を図り、これらを契機とした県民の健康的でゆとりのある生活に資すること、併せて農村の活性化を目指すために、農業・農村の有する多面的機能についての理解を向上させるための取組を継続して推進する必要があります。

(3) 農地・水・環境保全向上活動協定対象面積（H18～）



イ 項目別評価

安定的な農業生産活動を支えている農業水利施設の維持・保全活動などは、個々の生産者が単独で行うには限界があり、昔から集落内の暗黙の約束事として助け合いながら行われ引き継がれてきたものですが、近年農村地域の過疎化、高齢化、混住化、農家数の減少等により、その集落機能の低下が懸念されています。

こうした状況の中、平成19年度に農地・水・環境保全向上対策が制度化され、従来からの集落の暗黙の約束事を「協定」という形で明文化し、農地や農業用水等の持続的な維持・保全活動を協定に基づく交付金によって、支援・誘導する仕組みができあがりました。

本県においてもこの制度を活用し、目標とした27,000haを大きく上回る43,944haのエリアで活動が行われるまでになり、集落機能の維持・再生、農村地域資源の維持・保全に不可欠なものとなりました。

ロ 項目別課題

カバーエリアは県の農振農用地120,478haの約4割であり、協定による活動エリアの拡大が必要ですが、危機的な県の財政事情に伴い予算の増額が困難で本制度を活用した協定面積の拡大ができない状況です。1期対策は平成23年度が終期となっていますが、現場サイドの評価が高く関係市町村をはじめとして対策の継続を要望する意向が強いため、協定面積拡大を含め、次期対策に向けての県の対応を検討する必要があります。